

## 第 25 回人権教育・啓発施策推進懇話会

日時 平成 25 年 11 月 19 日（火）

午前 9 時 30 分

場所 ルビノ京都堀川「加茂」

### ○座長

皆様、おはようございます。本日は、大きく分けて 3 つの議題になると思いますが、まず、前回に引き続いて、人権啓発関係施策の分野別事業の説明、新しく制定されようとする障害者関係の条例、それから、その他という 3 つに分けられるかと思えます。

それでは、一番初めの議題、人権啓発関係事業の分野別の説明をそれぞれお願いします。

### （1）人権教育・啓発事業について（分野別事業）

### ○事務局

それでは、議事の 1 番目、人権教育・啓発事業について、関係部局から説明します。

初めに、今年度から、できるだけ懇話会の審議を深めて、委員の皆さんからより多くの意見をいただきたいということで、府の事業全体を大きく 3 つに分けまして、3 月と 7 月、そして、今回の 11 月の 3 回の会議で審議することになっています。

3 月では、人権の全般の事業のうち、研修以外の事業について審議しまして、7 月では人権全般の研修の事業にスポットを当てまして、各部局から説明し意見をいただきました。そして、今回、第 3 回目は、同和問題、女性、子ども、高齢者など、各分野別の事業について、審議をお願いしたいと考えています。

それでは、まず、人権啓発推進室の事業から説明します。資料の 1 の平成 24 年度人権教育・啓発事業実施状況をお願いします。49 ページです。

こちらの人権擁護啓発ポスターコンクールをご覧ください。これは、子どもを対象にした事業という位置づけで、京都府内の小・中・高校生から人権をテーマにした絵画作品を募集するコンクールを行っています。毎年大体 5,000 人ほどの子どもたちから応募があります。これは非常に歴史ある事業でして、昭和 59 年にスタートをしており、29 年間ずっと継続している長寿事業です。今年度は、内容や規模はこれまでどおりですが、世界人権宣言 65 周年という節目の年に当たることもあり、毎年 12 月に行っていた表彰式を 11 月 3 日のヒューマンフェスタの中で実施しました。そして、優秀な作品を活用してカレンダーを作成し、できるだけこの事業の成果を多くの府民の皆さんにお届けできるようにも力を入れているところです。

これからも、子どもたち、小・中・高校生が人権について考え、また表現をするということで、人権精神というものを培っていただけるように、工夫をして取り組んでいきたいと考えています。

これに若干関連しますが、委員から、京都府のさまざまな人権にかかわる取組を、もっと府民の目につくようにすべきではないかという意見をいただいています。例えば、毎月出している京都の府民だよりで人権口コミ講座を掲載していますが、こちらの記事をもう少し明るく楽しく目につきやすいようにできないか、あるいは、口コミ講座以外にも人権の取組をもっと紹介する記事も増やしてほしいという要望、意見もいただいています。

この人権の取組をもっと府民の目につくようにということは、これは府民だよりだけにかかわらず、私たち京都府各部局に共通する課題です。それぞれの事業の実施に当たっては、できるだけ継続性も当然持ちながら、新しい切り口など、工夫もこらして、事業の対象者以外の皆さんにもできるだけしっかりと伝えていけるように、広報活動にも力を入れていくように、これからも取り組んでいきたいと考えています。

また、府民だよりについてですが、10月からリニューアルして、この人権口コミ講座を掲載しているページも、できるだけ目につくように人気の高い催しやお知らせのコーナーのページに掲載しています。また、デザインについても、紙面全体のバランスもよく見ながら、今後しっかりと検討していききたいと考えています。

それと、口コミ講座以外にも8月の人権強調月間や12月の人権週間のある月は、きちんと人権について特集を組んでいますし、この府民だより以外にもラジオ番組やテレビ番組、こういった媒体を活用して人権をテーマに取り上げて、できるだけ府民の目につくような取組を今後ともしっかりとやっていきたいと考えています。

引き続き、知事直轄組織、知事室長グループから説明します。

## ○事務局

知事直轄組織です。

国際課で所管している外国籍の方々への施策についてですが、外国籍府民への支援については、人権尊重に基づいた正しい認識と十分な府民の理解が必要であり、また、海外からの人材が地域に定着してもらえるよう、きめ細かな生活環境の改善、ホスピタリティーの向上、文化的多様性に配慮した多文化共生の交流型社会の形成が重要であると認識しています。

まず、資料1に沿いまして、平成24年度の具体的な取組を説明します。資料1の9ページをご覧ください。

公益財団法人京都府国際センターのホームページでは、外国籍府民への生活サポート情報を、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語で提供しています。平成24年度のホームページへのアクセス件数は、約3万7,000件でした。その下のラジオ放送では、FMCO・CO・LOを活用した英語と中国語による放送を行っています。なお、FMCO・CO・LOとは放送協定を締結して、台風や地震時など、必要に応じ、災害時の多言語による放送を行うこととしています。

次に、10ページをご覧ください。京都府のホームページの多言語化としましては、英語、中国語、韓国・朝鮮語で行っています。また、メルマガに関しては、英語版を毎月発行しました。

その下の京都府外国籍府民共生施策懇談会は、平成20年に設置しまして、昨年度で5年目になります。外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題について、委員から意見をいただき取りまとめた結果を毎年知事に報告しています。

委員の内訳は、有識者6名、一般の公募委員6名の計12名で、そのうち外国籍の府民の方が6名という構成で議論を行っています。平成24年度と平成25年度については、「外国籍府民の地域社会参加の促進について」をテーマにしまして、現在、生活する上での基本的な生活習慣やルール等に関する情報を提供するため、国際センターのホームページに掲載していますQ&Aのリニューアルに向けた検討を行っているところです。あわせて、多くの方に利用いただけるよう、外国籍府民の皆様や団体の意見も聞きながら、進めていく予定です。

次に、11 ページ、12 ページは、住宅に関する取り組みです。保証人の確保や府営住宅への優先入居などを行っています。そのうち、最近の取り組みが12 ページのきょうと留学生ハウスです。こちらは平成23年度末に京都平安ホテルの元従業員の寮を、38戸の留学生寮として改修したもので、府内4大学、同志社大学、立命館大学、平安女学院大学、京都府立大学、この4大学に貸しています。家賃は共益費、光熱水費込みで2万4,800円です。現在の入居状況ですが、8つの国や地域、中国、台湾、韓国、シンガポール、インドネシア、エジプト、メキシコ、フランス、の留学生が利用しています。

留学生ハウスには職員を配置しまして、生活指導、交流支援を行っています。具体的には、地元との交流として、地元町内会との交流や上京警察署と連携した自転車マナー等の交通安全教室、上京消防署と連携した防災訓練を企画し、実施しています。

続きまして、13 ページ、14 ページをご覧ください。防災や安全・安心に関するリーフレットを3点掲載しています。そのうち、「外国人のための医療ガイドブック」については、先ほど説明しました外国籍府民共生施策懇談会での意見を踏まえて、平成23年度に作成したものです。英語、中国語、韓国・朝鮮語、やさしい日本語で作成しており、府内の市町村や地域国際化協会、国際センターなどで配付しています。なお、平成24年度にはホームページからもダウンロードできるようにしました。

以上が平成24年度の内容ですが、平成25年度も引き続き、事業を実施しています。

最後に、委員からの質問への回答ですが、まず、台風18号時の対応としましては、タイムリーに正確な情報を提供することが重要ですので、まず、京都府のホームページで日本語と英語で注意喚起を行うとともに、先ほど紹介しました災害時の協定を締結しているFMCO・CO・LO、こちらには各地で避難勧告が多数出ているような注意喚起や新幹線等の交通機関の乱れ、これらを日本語と英語で案内したところでした。あわせて、京都府国際センター職員にも参集連絡を行い、市町村から災害時外国籍府民サポーターの派遣要請に対応できる体制を整えていました。実際には、各市町村等からの要請はありませんでしたので、特段対応はなかったと聞いています。なお、京都府のホームページについては、10月の台風27号からは、日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語での掲載を行っているところです。

次に、質問のありました、資料1の1ページの取組方向に記載している「国際理解のための事業を実施する京都府国際センターへの支援」についてですが、具体的には国際センターにおいて、市町村や市町村国際化協会と連携しまして、「多文化共生推進のための人材養成セミナー」や「外国人住民が生活に必要とする日本語学習支援のためのボランティアの養成」、それから、「地域の外国人が参加する防災訓練を開催するための企画調整」、「地域のボランティア日本語教室のサポート」などを行っています。そういう形で、地域の国際化を支援しているところです。

次に、資料1の9ページの「母国語」という言葉と「母語」という言葉ですが、そちら2つを区別しないで用いられることもあります。また、「母国語」という言葉は公用語と誤解を与えるケースもありますので、委員からの指摘のとおり、今後は「母語」に改めたいと考えています。

それから、最後の質問について、実態調査、意識調査については、外国籍府民共生施策懇談会の意見も踏まえながら検討していきたいと考えています。

以上です。

## ○事務局

総務部の事業について、引き続き説明します。

資料1の平成24年度の実施状況の19ページをご覧ください。

総務部では、個人情報保護の推進、それから、北朝鮮当局による拉致問題への理解促進活動を所管しています。個人情報については、法の定め以上に個人情報の提供を控える「過剰反応」や個人情報の取り扱いに関する疑問や不安が今でも見られるのが現状ですので、引き続き、法律や条令等の周知、啓発を進めて、利用と保護のバランスが図られるように、周知、啓発を進めていきたいと考えています。

また、拉致問題については、国民の方の関心や理解を高めていくことがまず必要ですので、国、市町村との連携を通して、問題への関心と認識を深めるための取組を進めていきたいと考えています。

次に、資料1の21ページをご覧ください。平成24年度の実施状況ですが、個人情報保護については、府のホームページでの啓発やパンフレット等の配布とあわせて、消費者庁との共催による説明会を開催しています。こうした取り組みを進めまして、より多くの方に、この制度の正しい理解を深めていただき、個人情報の保護と利用のバランスが図られるように、引き続き、周知と啓発を進めていきたいと考えています。

また、拉致問題については、毎年12月に国、市町村とも連携して、啓発の週間を設定しています。こちらを中心とした啓発や署名活動への協力といった形で取組を進めていきたいと考えています。

平成25年度の実施状況については、資料2の17ページをご覧ください。基本的には平成24年度の実施状況の継続ですが、個人情報保護については、啓発とパンフレットの配布以外に、この計画策定時には未定であったために記載をしていませんでしたが、今年度についても、来月12月に消費者庁との共催で制度の説明会を開催する予定であり、引き続き、制度の周知と啓発を進めていきたいと考えています。

拉致問題については、来月12月に啓発週間を設定しまして、国と市町村と連携し、啓発を進めていきたいと考えています。

以上です。

## ○事務局

続きまして、府民生活部から報告します。どうぞよろしくお願ひします。

人権啓発推進室以外の府民生活部の概要としまして、平成24年の実施状況については資料1の27ページから、平成25年度の計画については資料2の23ページからです。

府民生活部においては、安心・安全なまちづくり、男女共同参画の推進、青少年の健全育成といった府民生活に密着した課題に取り組んでいるところです。

所管事項に関する課題の認識としては、特に女性、青少年が犯罪に巻き込まれるような事案が多発する中で、犯罪被害者の支援とあわせて、引き続きしっかり取り組んでいかなければならないと考えています。

取り組みの方向としては、国や市町村だけでなく、民間団体、地域の方々と共同して取組を進めているところです。

具体的な事業の内容ですが、主なものについて説明します。

資料1の29ページをご覧ください。犯罪被害者支援についてですが、平成19年度に発足しました京都府犯罪被害者サポートチームを中心に、引き続き、官民の垣根を超えて、総合的なサポート体制によって取組を進めているところです。事務局の安心・安全まちづくり推進課に設置した専用電話によって、被害者御本人、あるいは御家族からの相談に対応しているほか、公益社団法人の京都犯罪被害者支援センターがありますので、センターにフリーダイヤルの相談電話を設置して、皆様が相談しやすい環境づくりに努めているところです。また相談される方々の心情に配慮しながら、迅速かつ的確な対応ができるように、福祉、医療などの関係団体の皆様方と連携を図って実施しているところです。

さらに、被害者を支えることの重要性についてですが、社会全体で理解を深めるという必要がありますので、市町村との共同による啓発活動の実施、中高生を対象にした「いのちを考える教室」の実施などにより、地域レベル、住民レベルでの理解の促進を図っているところです。

続きまして、資料1の30ページから37ページですが、男女共同参画の取組です。平成23年3月に、KYOのあけぼのプラン（第3次）、男女共参画計画を策定しまして、重点項目と重点分野を定めて取組を進めているところです。

次に、KYOのあけぼのフェスティバルの開催事業ですが、平成24年度、京都テルサにおいて実施をし、約1,500人の参加がありました。内容としては、講演、あけぼの賞表彰式などを実施したところですが、子どもたちを対象にした理科実験教室、あるいは大学生をターゲットにした過去のあけぼの賞受賞者によるパネルディスカッションなど、多世代の参加を促すようなワークショップの実施をしたところが平成24年度の特徴的なところです。

次に、女性リーダー育成事業です。いわゆる女性の船ですが、これについては、地域や職場における女性リーダーの育成、ネットワークの構築を目指して、平成24年度、92名の参加がありました。事前研修、北海道での現地研修、事後研修を実施し、参加者の約95%から参加してよかったと評価を得ています。

続きまして、32ページの女性相談事業についてですが、女性が抱える家庭や地域での悩み、職場での待遇や人間関係などの相談、カウンセリングを実施しているところです。相談件数は約4,300件となっており、このうち540件、約13%は面接相談で、約9割が相談解決となっています。

今後とも、専門機関の家庭支援総合センターや、マザーズジョブカフェなどと連携しながら、効果的な相談とその解決に努めていきたいと考えています。

次に33ページのドメスティック・バイオレンス対策事業についてですが、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護自立支援に関する計画」に基づいて、DV被害者自らが被害に気づき、安心して相談機関へ相談できるような環境づくりを進めるため、11月12日から25日の集中啓発期間等を活用して、広報啓発、特に若年層に対する予防啓発の実施などを重点的に取り組んでいるところです。

続きまして、36ページのマザーズジョブカフェ推進事業です。子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援する京都ジョブパーク、マザーズジョブカフェを平成22年度に開設しまして、3年を迎えました。平成24年度は来所者が延べ2万1,243人で、このうち就職内定者が916人という実績を出しているところです。また、平成23年度からは、マザーズジョブカフェ北部サテライトを福知山に開設しますとともに、ハ

ローワーク等で、北部地域、南部地域で巡回相談を実施して、子育て期を中心とした女性の就業支援の推進に努めているところです。

同じく 36 ページの仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランス推進事業です。平成 23 年度に、公労使一体で京都ワーク・ライフ・バランスセンターを京都テルサに開設し、中小企業の皆様の取り組み、府民の地域参加を促すことにより、府民全体で、仕事、生活、地域活動が調和した生活の実現を図ることを目的に取組を進めているところです。「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業の認証制度を持っており、認証企業数は平成 24 年度末で 109 社、宣言企業は 1,054 社になっています。

最後に 38 ページの青少年の社会環境浄化推進についてです。青少年を取り巻く社会環境が厳しい状況にあるとの認識に立ち、青少年の健全な育成に関する条例に基づき、あらゆる場面での環境浄化に取り組んできているところです。例年実施している有害図書類の指定や店舗への立ち入り調査の取組に加え、近年、非常に深刻化しているインターネット上の有害情報から青少年を守るということに対して、携帯電話のフィルタリングサービスの加入手続の円滑化を図る条例改正を平成 22 年に行い、平成 23 年 4 月から施行しているところです。その他スマートフォン使用時の有害情報へのアクセスへの危険性なども含め、重点的に販売業者を対象に立ち入り調査を実施するとともに、啓発活動の周知徹底を図っているところです。

事業の説明は以上です。

委員から、ワーク・ライフ・バランスの基礎資料となる育児休業の取得率等について教えてほしいという質問をいただきました。あいにく京都府内における企業の統計データがありませんでしたので、厚生労働省が実施している調査結果、あるいは国家公務員を対象に実施しているものと京都府における取組について、データを取り上げて報告します。

厚生労働省が毎年実施している雇用均等基本調査があり、対象地域は全国で 5 人以上雇用している民営事業者を対象としています。平成 24 年度については 4,160 事業所から得た結果となっています。これによると平成 24 年度では、女性の育児休業取得率が 83.6%となっています。ちょうど 10 年前の平成 14 年度では 64%であったものが平成 19 年度から 80%を超え、それ以降は若干増減があるものの、同程度を維持している状況です。男性については、平成 14 年度 0.33%、これが平成 24 年度で 1.89%となっています。依然として低率ではありますが、わずかに上昇していると言える状況です。

事業所規模でこの取得状況を見てみると、女性の場合は 500 人以上の企業では 90.6%、100 人から 499 人の企業が 92.1%、30 から 99 人のところが 87.2%、5 人から 29 人のところが 73.4%となっています。100 人を超える事業所では 90%を超える取得率となっていて、30 人以上でも 90.0%となっています。それと比較すると、30 人未満のところとの取得率の差は 16.6 ポイントほどになっているところです。

男性の場合は、500 人以上のところは 1.96%、100 人から 499 人のところは 1.57%、30 から 99 人のところは 1.65%、5 人から 29 人のところは 2.34%となっており、いずれも低率ではありますが、必ずしも規模と比例するものではない結果が見られています。

国家公務員の状況では、総務省と人事院による女性国家公務員の登用状況及び国家公務員育児休業取得状況のフォローアップという、平成 24 年 12 月の調査によると、平成 19 年度から平成 23 年度の 5 カ年において、女性の取得率は 96.5%から 98.7%に推移しており、男性の取得率は 0.7%から 2%に推移しているような状況です。

京都府知事部局における直近の状況では、女性の育児休業の取得率は100%になっています。男性職員の育児休業の状況は、平成22年度は5.1%、平成23年度は3.4%、平成24年度は1.2%と低調な状況です。京都府特定事業主行動計画のほうでは10%の取得目標を掲げて取り組んでいるところですが、現状はこのような状況です。

その原因としては、意識面ではキャリア形成上マイナスになるのではないかという思い、あるいは復職時の不安感が強いこと。配偶者が在家庭の男性職員については、育児に携わるという意識が弱いこと。また、金銭面では育児休業中は無給になるという課題があると考えています。特に意識面では、育児休業をマイナス評価ではなくて、積極的に育児参加しているという意味でプラス評価するようなことも必要ではないかと考えられているところです。

## ○委員

育休のことで大体わかりました。また紙媒体で細かい数値はいただけますか。お願いします。

## ○事務局

健康福祉部です。よろしく申し上げます。

資料1の65ページをお願いします。認知症の総合対策事業ですが、認知症高齢者とその家族を支えるため、まず、早期発見、早期対応が大変重要であることから、医療・介護の連携や支援体制を構築するものです。

平成24年度の主な事業としては、認知症疾患医療センターとして、西山病院と宇治おうばく病院を追加指定して、合計5カ所となっています。平成25年度については、さらに追加を予定しており、合計8カ所、それによって京都府内の全ての医療圏域ごとに1カ所以上の疾患医療センターができることを予定しています。

ほかの事業としては、家族の介護の方、これが大変な状況ですので、認知症家族介護者への巡回相談会を実施しています。平成24年度は10市町で実施してきました。それから、かかりつけ医の認知症に対する対応力の向上を上げるため、認知症のサポート医という指導者を養成して、そのサポート医によるかかりつけ医の研修を実施しています。

新たに「京都高齢者あんしんサポート企業」という取り組みを始めました。これは民間企業に協力いただき、例えば郵便局や銀行、商店街、そういったところに来られる高齢者に声かけや見守り活動を一緒に企業の方とやっていただくというようなものです。そのほか、「初期認知症対応型カフェ」というのも推進して、平成24年度については5市町7カ所に設置しました。そのほか、平成25年度については、4月に既に設置済みですが、認知症のコールセンターも設置をしています。

次に66ページをご覧ください。高齢者総合相談センターの運営です。こちらはハートピア京都の京都SKYセンター内に設置していますが、高齢者が抱えるいろいろな心配事、悩み事に対して、総合的かつ迅速に対応するために、一般相談や弁護士による法律相談等の時間を設けています。

次に67ページの障害者に関するシンボルマークの普及をお願いします。毎年12月に障害者週間がありますが、平成24年度では、府民だよりを活用し、ほじょ犬マークを掲載し、普及・啓発に努めてきました。平成25年度については、そのほかのシンボルマーク、耳マークやハートプラスマークなどの普及にも取り組んでいきたいと考えています。

下段の発達障害者支援事業ですが、発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施しています。府内の6カ所の圏域支援センターで、通年相談や啓発講演会等を実施しています。

68ページをご覧ください。発達障害等早期発見・早期療育等支援事業です。発達障害児の早期発見・早期療育で、全国的には1歳半と3歳児健診が中心ですが、京都府では全国的にほとんど実施されていない5歳児を対象にしたスクリーニングや事後支援を実施しています。そのほか、保育所、幼稚園の巡回指導やソーシャルスキルトレーニング、ペアレントトレーニング等も実施しておりますが、人材確保という面で大きな課題があると考えています。

それから、69ページの障害者に対する理解と交流促進活動です。12月の障害者週間を中心に「障害者のつどいの開催」や啓発ポスター・体験作文コンクール等の表彰を行っています。スポーツ活動の支援としては、5月にスポーツ・レクリエーション・フェスティバルの開催、それから、全国車いす駅伝競走大会、今年度は25回目となり、3月に予定しています。それから、文化活動として、今年19回目になる「京都とおきの芸術祭」を開催します。

次に70ページの障害者虐待及び身体拘束の防止対策、下段の高齢者の権利擁護の推進ですが、それぞれ障害者虐待防止法や高齢者虐待防止法を受けて、京都府庁内に障害者・高齢者権利擁護支援センターを設置して、虐待の早期発見・防止、成年後見制度の利用促進、権利擁護の支援体制を構築し、市町村の取組や研修の支援等を実施しています。

72ページのエイズに関する普及啓発事業ですが、残念なことに平成25年度6月末現在の患者感染者数は合計299名となっています。そのうち平成25年の上半期で12名ということで、平成24年には1年間で11名でしたので、この上半期で既に1年を上回っているということで危惧を覚えます。予防啓発ボランティアの養成や研修会の開催、それからレッドリボンにちなんで、京都府庁の旧館を赤色にライトアップしたり、大学生等のボランティアグループ紅紐に協力いただいて、若者に対する大学等での啓発を行っています。

いずれにしても、日常生活や職場等の差別やプライバシー侵害の問題が発生していますので、普及啓発がまずは基本で大切であると考えています。

73ページのハンセン病対策啓発事業をお願いします。らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日である、6月22日を中心として、各種啓発活動を実施しています。

それから、平成24年度の最後74ページについては、後ほどの議題になっていますので担当課長からまとめて説明します。

平成25年度の事業の実施計画について、新規事業を1つ説明します。資料2の59ページ、下段をご覧ください。看取りプロジェクト推進事業ということで、日本人の死生観や伝統、慣習だったり、口にするのがはばかれるといった思いの方も多いためです。ただ、看取りというのは、大変重要でして、実は30年後には年間の死亡者数が、現在2010年は120万人ですが、約50万人増えると言われていています。当然、高齢者が増えるので、年間の死亡者も増加を見込まれる中で、住みなれた地域で最期を迎えたいというニーズ等もあります。そういったことを踏まえて、在宅であったり、施設、病院における看取り体制の整備や機能の充実に向けた検討を今始めています。

終活という言葉、就職活動ではなくて、終わりの活動という言葉や、エンディングノートという言葉が聞かれた方もあるかと思いますが、そういった形で、多様な看取りに対する府民啓発の推進や看取りの推進モデルの事業を全部まとめて、京都式看取りプログラムの策定を検討中です。以上です。

## ○事務局

続きまして、農林水産部の事業の説明をします。よろしくお願ひします。

農林水産部の事業としては、農村女性育成事業があります。資料1の84ページをご覧ください。農山漁村における女性の地位の向上や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組支援を行っています。具体的な内容としては、家族経営協定の締結推進は、家族で農業経営に携わっている各世帯員の方が意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指して経営方針、役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分な話し合いに基づいて取り決め、協定を交わすものです。

そういう取組の支援をして、平成24年度には6組が、累計では286組が締結されています。2番目には、農産加工等起業活動支援として、普及センターで講座を開催しています。具体的には、アグリビジネス研修会という名称で、農業ビジネスプランナーや実際に商品の開発や販売をされている会社の代表取締役の方等を講師として研修会を実施するというものです。

3番目には、農村女性組織の育成ということで、これについても女性の力を生かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的としたセミナーを開催しているところです。

内容としては、直売所の安心・安全講習会を開催しているところです。平成24年度の実施状況は以上です。平成25年度についても、平成24年度と同様の内容で実施しているところです。以上です。

## ○事務局

教育委員会から、トータルアドバイスセンター設置事業と森と小川の教室推進事業について説明します。まず、資料1実施状況の95ページをご覧ください。

トータルアドバイスセンター設置事業については、児童生徒の友人関係、心身の発達、学習、不登校、いじめといった学校生活全般にかかわることや、家庭でのしつけなど家庭教育に関することなどについて、悩みや不安を持つ児童生徒、保護者、教職員等に対して、精神科医、臨床心理士等の先生方が問題解決のための援助、助言を目的として、教育相談を実施するものです。

実施方法としては、電話での電話教育相談、メール教育相談、来所教育相談、巡回教育相談の4種類を設定しています。昨年度の相談件数については、5,195件です。このアドバイスセンター事業については、警察本部の犯罪と被害者少年等に対する支援事業とのすみ分け、連携について、委員から質問をいただきました。先ほど説明しましたように、トータルアドバイスセンター設置事業につきましては、学校生活にかかわること、家庭教育に関することについて相談を受けていますので、相談を受けている中で、その内容によって、例えば児童虐待にかかわるものとか犯罪にかかわるものについては、個人情報保護条例の規定にも沿いながら、少年サポートセンターや関係機関と連携するようにしているところです。

それから、本日配付しました「子どもと保護者の相談マップ」を作成して配付しています。開けますと、左側に「保護者のみなさんへ」、右側を開けていただくと「児童生徒のみなさんへ」として、こんな悩み事はありませんかと具体的なところを示しながら、もしあればこういうところへ相談してくださいと相談機関を示しています。相談マップを毎年作成し、小・中・高等学校、特別支援学校の児童生徒、保護者に配付しています。相談内容に応じて、他の関係機関につなげるようにしているところです。

それから、次の森と小川の教室推進事業についてですが、資料1の97ページをご覧ください。この事業は、障害のある子どもと障害のない子どもが一緒になって自然の中で共同生活を行うことを通して、心の触れ合いを深め助け合うことの大切さを学ぶ事業です。平成24年度については、るり溪少年自然の家で実施しました。特徴としては、ともにスタッフ研修会や親子説明会を含め、年間を通じた連続的な行事として位置づけることにより、参加者相互の交流、家族の絆、家族間の交流を深めることができるきっかけづくりになっているものです。教育委員会からの説明は以上です。

## ○事務局

警察本部から説明します。資料1の101ページの犯罪被害者支援事業です。まず、警察では「被害者の手引」等の犯罪被害者などに向けたリーフレットを作成、配付して、被害者や御遺族を支援しています。捜査の過程や生活環境の変化によって受ける二次被害の防止対策としては、指定被害者支援要員制度を設け、必要に応じて、被害発生後、直ちに支援要員が被害者や御遺族に寄り添い、日常生活や精神面の負担を軽減するサポートを行いました。また、警察本部犯罪被害者支援室のカウンセラーによるカウンセリングや相談の対応も行っています。その他、生命のメッセージ展、中高生、大学生を対象として行う犯罪被害者の講演などを通じて、犯罪被害者等を支える社会機運の醸成に取り組みました。

また、犯罪被害者などの支援を効果的に行う体制を整備するため、研修会の開催や資料を活用した職場教養等、全ての警察官と一般職員に対して必要な知識や技能の教養を推進しています。

次に、103ページの犯罪被害少年等に対する支援について説明をします。犯罪やいじめ、児童虐待等の被害を受けた少年やその保護者を支援するため、面接相談や電話、電子メールによる相談を行いました。件数等については、資料記載のとおりです。相談については、24時間対応の電話相談、ヤングテレホンを継続して開設し、タイミングを逃さず、スピーディーに対応する体制を確保したほか、警察本部少年課の少年サポートセンターに配置された臨床心理士の資格を持つ職員が専門知識や技能に基づいた支援を行い、さらに高度な少年心理分析の知識を持つ大学院教授が顧問としてスーパーバイズを実施して、支援制度の充実を図っています。

次に、104ページのサイバー犯罪対策についてですが、サイバー空間における府民の安全・安心を確保するため、日本音楽著作権協会等の関係団体・京都精華大学・学生防犯ボランティアロックモンキーズなどの産官学が連携して視覚に訴えるわかりやすい漫画による被害防止マニュアルを作成して、京都府下の小・中・高校に配付しているほか、サイバー犯罪被害防止に向けた防犯教室や広報啓発活動に活用しています。また、府警のホームページでも、このマニュアルを公開して、誰もがダウンロードできるようにしています。

独立行政法人情報処理推進機構等主催の情報セキュリティ標語、ポスター、4コマ漫画コンクールの受賞作品の展示やサイバー防犯教室等を内容とするサイバーポリスマuseumを開催し、情報セキュリティに関する広報を関係機関・団体と連携して行いました。その他、サイバー犯罪の被害防止等に関して参画する行政機関や企業等の知見を生かし、協議検討の上、その対策を呼びかけるネットワークである「京（みやこ）サイバー犯罪対策協議会」を開催して、ポータルサイト運営事業者によるワンタイムパスワードの導入を実現させ、官民一体となった被害防止対策を推進してきました。

平成 25 年度の実施計画については、資料 2 の 101 ページのとおりです。現在、鋭意推進しているところです。

警察本部からは以上です。

### ○座長

ありがとうございました。内容は非常に多岐にわたって、しかも詳細な部分もありますので、委員から質問あるいはコメントがありましたら、お願いします。

### ○委員

個人情報保護の推進にかかわっての質問ですが、当然、府民生活部や警察本部の犯罪被害者支援にもかかわることですが、具体的にあった話で、行政の窓口でストーカー被害に遭った方の個人情報にブロックがかかっているはずなのに、民間の探偵業者が情報を引き出して犯罪者に提供したとで、事件につながったケースがあったと思います。

これは我々の立場で見ても、この問題というのは本当に防止できる問題なのか。あるいは、防止できない問題なのか。資料にも、要支援者情報の保護することと活用するということの対応方法と書いてありますが、ここの問題はバランスという言葉で片づけずに、ケース・バイ・ケース、個々でもって非常に難しい問題と感じます。先ほどのケースなどでちょっと難しいこと、あるいは、ああいった事件をきっかけに取り組んでいることがあったら、教えていただきたいということが 1 点です。

それから、2 つ目は府民生活部に女性の船があって、これは大変いいことですし、今後ともぜひ継続いただきたいと思いますが、対象が地域と職場になっていて、特に職場で、いわゆる民間の企業や産業界の協力度が非常に低いと言われていています。その結果として、100 名近い方々が毎年参加されている中で、参加者が固定化したり、高齢化、何も高齢の方の参加が悪いというわけではないんですが、もう少し現役の企業での従業員や若手の女性の参加が思うように進んでいないのではと感じますが、企業や産業界の参加を引き出すような手だてとか、今後の展望などがあれば教えてください。

それから、同じ府民生活部の犯罪被害者支援センター、これは公益社団法人ですか、京都府からの支援は総支援金額でいくらか、また、増減もわかれば教えていただきたいと思います。以上 3 点です。

### ○座長

ありがとうございます。関連質問はありませんか。どうぞ。

### ○委員

失礼します。全く今の質問と同じことを聞きたいと思っていまして、1 つは個人情報のところですか。1 つの事例でいいますと、医療の情報が相談支援の専門家になかなか入ってこないという現状もありまして、先ほど委員も発言されたように、この辺のところを、バランスで片づけたらいけないと、そのとおりで、我々の中でも今気にしている、難しい問題だなと思っています。震災のときもそうでしたけれども、そういうことも含めて、少し教えていただいたらと思います。

それから、同じく女性の船のところでも、こういう事業はだんだん減ってきているような気がしています。その中で、女性の船が残っている理由は何だろうと。人権教育との関係の中で、この辺の対費用対効果や企業の若手が参加しているということになると、少し考え方を考える必要があるのかなと思いました。

以上です。よろしく申し上げます。

## ○座長

ありがとうございました。ほかに関連質問はございませんか。

それでは、回答を願います。

## ○事務局

総務部です。まず、行政職員の個人情報保護の関係の質問についてですが、府の場合は個人情報保護条例において府で取り扱う個人情報の管理についての規定があり、市町村でも同様に条例があって個々に管理しています。本日は関係課が同席していないため、すぐには回答できませんが、今回の事件等も受けて、市町村への周知徹底など、どういう取組ができるのか、関係部局とも連携して、一度検討させていただきたいと思っています。

個々の事例ごとの個人情報の取扱いについては、先ほどの説明では保護と利用のバランスというようにひとまとめにした説明をしまして申し訳ありませんが、実際にはそれぞれの福祉や医療など、さまざまな分野で、実際に現場で携わっておられる専門家や民生委員の方から、特に災害等も最近増えています。その中でどういう支援をしていけばよいのかというところで、個人情報保護法を施行以来、どちらかというところ、個人情報の保護に傾いて、適正な利用が図られていないという意見もよくいただいています。12月に開催予定の説明会でも、実際に国等に相談があった事例に基づいて、個人情報の取り扱いの説明等も予定をしています。個人情報の具体的な取り扱いについては、国の各省庁から、それぞれの分野ごとに国からも具体的な対応のガイドライン等が示されていますが、一般の方がどこまでその内容を理解いただいているかというところについては、周知等が不十分なところも実際はあるかと思っています。総務部だけでは対応が難しい部分もありますので、関係部局とも連携をして、いろんな機会を通じて周知をしていきたいと考えています。

以上です。

## ○事務局

まず、女性の船の関係ですが、第32回、平成24年度は92名の参加をいただきましたが、今年度は105名の応募をいただき、若干ではありますが、希望者が増えている状況かなと把握しています。指摘のあった年齢構成ですが、昨年度は平均年齢が59.6歳でした。今年度は、54.4歳で若干若返っています。

参加者の就業状況ですが、昨年度の有業率は約54%、うちフルタイム勤務の方は19でしたが、今年度若干増えまして、有業率は64%、うちフルタイム勤務の方が38名という状況になっています。

これらから、企業に対し、職員研修として参加を案内する中で、少しずつではありますが、この効果について理解いただけたものと思っています。

それと、この効果ですが、研修後にOB組織をつくっており、約2,000人の方が参加しています。共通の地域の課題や、働いている方同士ワーク・ライフ・バランスについてなどをテーマに、一緒にネットワークを組んで考えていこうという取組もされています。OB組織による研修事業なども自ら企画して行っていますし、事後の取組に対しても少しずつ理解をいただいているところかと思っています。

犯罪被害者支援の補助金の関係ですが、平成25年度の予算額は350万円となっています。相談窓口の設置やサポートラインの開設、ボランティアの研修会事業等に支援しています。年度の増減額は把握していません。以上です。

#### ○座長

ありがとうございました。

医者と社会福祉関係者との連携について何かコメントがありましたらどうぞ。

#### ○委員

どういう形での問題点なのか、診療情報が必要であるということなのか、連携の疎通に欠くというか。関係機関で考えなければならないことだと思いますが。

#### ○委員

連携というところでも、いわゆる生活と医療というところで、それはもちろん医者によりますから、どこまで調整していただけるかということになりますが、家族には医者から情報が入りますが、相談支援をしたい専門家にはなかなか情報が届かないという事例があります。専門用語があったり、なかなか家族が理解できない部分もありますので、そういうときに、相談支援をしたい。もちろん全部公表しなさいというのではなくて、バランスを考えていかないと駄目だと思うのと、それぞれガイドラインみたいなものがあればいいのにと考えた次第です。

#### ○委員

これはまた関係機関で相談してみたいと思います。

#### ○座長

ありがとうございます。ほか。どうぞ。

#### ○委員

外国籍府民の件ですが、台風18号の対応です。説明は、府のホームページで日本語と英語で知らせましたということと、注意喚起をした、提携しているFMC O・CO・LOから情報を流してもらったとありました。

聞きたいのは、それが外国籍府民にどう受けとめられたかという検証をされたかということ、届いたのかということを検証されたのかどうかということを知りたい。多分そこまでされていないのではないかなと思います。

されていなかったら、検証していただきたいと思います。タイムリーと説明がありましたが、どういうタイムリーなのか。これは今、外国籍のテーマで外国籍の質問をしていますが、本当は

府民全体にどういう情報が通ったかというのは、防災の部分で検証はされているかも知れませんが、国際課は外国の方をサポート対象にされているわけですから、そこでもきちんとやっていただきたいと思います。東日本大震災や阪神大震災で外国の方たちのサポートというのは、発生当初、非常に問題になりました。神戸ではミニFMが活躍したりしましたが、発生当初、日本人の住民の方でも混乱しているのに、ましてや言葉の壁があったり、地域にそんなネットワークのない人というのは災害弱者になってしまいます。障害のある方もそうですけれども、そういったことをきちんと検証することによって、検証して、経験を蓄積して行って、次の大きな災害に備えるのが行政の仕事かなと思います。

台風23号の経験があって、府北部ではそれなりに活かされた部分もあるんですね。知事も非常に熱心だと聞いていますので、その点、検証したのか、検証されていなかったら、ぜひ検証して、これからの教訓にしていきたい。質問というより意見です。

### ○座長

ほかに何か関連して質問、意見はありますか。

では、回答をお願いします。

### ○事務局

委員の指摘どおり、私のところには具体的な意見等をいただいたとは聞いていないので十分な検証はできていないかもしれません。確かに出しっぱなしということではなくて、今後役に立つような検証を蓄積、備え、次に活かすことが大切だと思いますし、こちらのほうは持ち帰って検討したいと思っています。1つ、具体的に説明できることは、台風18号の時は府のホームページでは、実際、例えば激しい雨が降り、強い風が吹きました。今後、行政機関が発表する注意報等に注意し、川、海には近づかないようにしてくださいという言い方での対応でしたが、その後の台風27号の際には接近する可能性がありますと、前の段階から情報を発信している状況です。当然、事後に注意してくださいと言っても全然意味のないことですので、今後もこういう形で危険に備えて注意喚起を徹底していきたいと思っています。以上です。

### ○委員

注意した後、どうしたらいいのかということが外国の方はわからないんです。日本の住民もそうですけど、どこに行けばいいのか、避難所はどこにあるのか、そういう情報が欲しいわけですよ。それは事前にどこに避難所があるということも知らせておくことと、どこそこに行って、どの地域の方はどこに行ってくださいなど、そういう必要な情報を流してほしい。台風が来たら注意するって、みんな常識でわかっているわけで、ためになる情報、そういった細かなところまで検証して、何が必要とされていたのかとか、もっと大きな災害だとどうということが起き得るのかという、その具体的な検証を防災と国際課とあわせて一緒になってやっていただきたいなと思います。これは要望です。

### ○座長

よろしく活かしていただきたいと思います。

## ○委員

今の委員の話とも関連しますが、検証という言葉がキーワードだったと思います。私からは2つお願いです。国際課に対しては実態調査とか意識調査というのを検討していただく時期ではないかと事前質問で問題提起はさせてもらっています。また、ワーク・ライフ・バランスの推進に関係して、今どういう現状なのかということがあまりここでは出てこなかったので教えてくださいと、事前に質問しました。そしたら、とても残念なことに把握していないとの説明で、国の統計調査の説明でしたが、インターネットで調べればすぐわかることだと思います。問題は京都府でどうなのかという話です。国際課も、京都府でどうなのかという話でして、そういう実態というか、現状をつかまえた上で何が必要かという議論が必要だと思います。実態調査って簡単に言ってもすごくお金がかかる話だし、足腰がないとできない話ですが、方向性としては目指すべきだと思うので、ぜひ考えていただけたらと思います。

京都市は140万人の政令都市で、割と外国人政策を行う際に実態調査を繰り返しやってきたという経過があります。そうすると、京都市ならではの課題というのが見えるんですね。留学生が多いとか在日の人が圧倒的だとか、そういうそれぞれの要求事項が見えてきますので、やっぱりそういうスタンスをぜひ考えていただけたらと、これはお願いです。

それと、紙媒体でぜひ、ワーク・ライフ・バランスの国の状況でもよろしいので、教えていただけたらと思います。

## ○座長

ありがとうございます。

ワーク・ライフ・バランスや災害時の外国人への対応等含めて、非常に大きな社会構造、社会の中における各年代の行動様式にもかかわりますので、これは府としても部分的と同時に総合的な取組を考えていただきたいと思います。

では、次のテーマ、障害者関係の条例について説明をお願いします。

### (2) 「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）」の検討状況について

## ○事務局

健康福祉部の障害者支援課長です。私から、障害の有無にかかわらず共生社会の実現を目指す条例の制定に向けた検討状況について、報告します。

資料4-1から資料4-4まで一式資料として用意をしています。基本的に資料4-4は参考ということで、資料4-1を中心に、簡単に報告します。

まず、資料4-1に条例の制定の経緯等々についてまとめています。趣旨については、障害の有無にかかわらず共生社会の実現を目指していこうということで、京都府独自の条例をつくるということで、さまざまな立場の方に参画をいただきました検討会議を昨年3月に立ち上げています。

この検討会議において、13回の議論を行いました。あわせて、検討会議だけではなく、府内の3カ所にタウンミーティングで説明し、実際に府民の皆様の意見を聞いた上で、検討会議として

の検討結果をまとめ、条例の骨子案により先月、パブリックコメントを実施したという状況です。そのパブリックコメントの結果を踏まえて、また、関係団体にも個別に説明している状況ですので、そういった幅広い意見をいただいた結果、12月議会にそのパブリックコメントの結果報告、その上で2月議会に条例案の提示という形で、今後進めていきたいと考えています。

また、京都府でこの条例の検討作業を進めてきた間に、国でも障害者の差別解消法という法律が成立をしています。この障害者差別解消法の概要については、資料4-2です。趣旨、目的等については、京都府が制定しようとしている条例と重なる部分は当然あるわけです。障害者の方々に対する障害を理由とした差別をなくしていこうというものですので、この法律をそういった目的の上でどういうことをやっていくのか、大きな法律の中身というのは、資料4-2の真ん中に書いています差別を解消するための措置というもので、具体的には左側にある差別的取り扱いの禁止というもの、障害を理由とした差別的な取り扱いを禁止しようという内容、それから、大きな2点目としては、右側の合理的配慮の不提供の禁止ということで、国あるいは地方公共団体、民間事業者等々に対して、障害者の方からこういう配慮をしてほしいといった場合に、一定の範囲で合理的な配慮をしてくださいと、こういう趣旨の法律です。

ちなみに、この法律については、平成28年4月からの施行ですので、ちょうど今から2年半ぐらい後の施行になっています。

こういう法律はありますが、京都府でも、この法律をさらに具体化をする、それから、単に差別禁止とかそういったことではなく、障害者の方々の社会参加、これをもっと積極的に支援していこうということで条例づくりに向けた取り組みを進めています。その条例案の骨子については、資料4-3になります。これはパブリックコメントにかけた骨子ですので、パブリックコメントの意見や、あるいは個別の団体からの意見等々も踏まえた上で、最終的にこれから検討していきたいと思っておりますが、現時点で考えています条例案の骨子について、説明します。

一番の条例の制定目的は、障害者の方々のさまざまな暮らしにくさとか、そういう現状に鑑み、障害の有無にかかわらない共生社会の実現を目指していこうということです。具体的な条例案の内容については、資料の大きな3番目の条例の主な内容というところからです。条例の主な内容として、関係者に期待される役割や具体的に障害者の権利利益の擁護のための施策等々について記載をしています。

まず、関係者に期待される役割として、(1)の府の責務があります。府は当然のことながら、共生社会を推進するための必要な施策を策定し、実施をしていくということ。そして、府民の皆様に対しては、障害に対する理解を深めるということ。それから、共生社会の推進のための施策に協力するように進めるということ。それから、具体的な中身、禁止とか配慮の関係ですが、大きな2番目、障害者の権利利益の擁護のための施策というところに記載をしています。(1)の不利益取り扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止ということで、障害者差別解消法においては、障害を理由とした不当な差別的取り扱いを禁止しますということしか書いていませんでしたが、この条例においては、障害者の生活にかかわる主な分野、例えば福祉や医療、商品の販売等々の分野ごとに、条例ですので一定の制約はありますが、できる限り幅広く具体的な行為を明示した上で、これによって権利利益を侵害してはいけないということを規定していきたいと考えています。

それから、(2)の社会的障壁の除去のための合理的な配慮ということで、これも障害者自身あるいは本人を保護する方、支援者等々からの意志の表明があれば、実施に伴う負担が過重でな

い限り、障害者の性別や年齢、あるいは障害の状態に応じた配慮を行うことを条例で規定をしていこうと思っています。

それから、次のページですが、こういう形で不利益の取り扱いを禁止しましょう、あるいは可能な範囲で合理的な配慮を提供していくようにしましょうということを条例に盛り込んだ上で、それを実行性のあるものとするために、さまざまな体制整備をしていこうというのが(3)です。このあたりは法律に特に規定はされていませんが、条例独自の規定として盛り込んでいきたいと思っている内容です。(3)の一番上の丸です。さまざまな個別事案を禁止する、こういう配慮をなさい、条例に書きますが、やっぱりさまざまな個別事案が起こり得ると思います。そういう事案が起こった際に、地域で相談できるような体制、相談員の選任なども含め、そういった形で相談体制を整備をしていく。それから、3つ目の丸の相談体制を整備してもなかなか解決がされないといった場合、あるいはより専門性の高い事案には第三者機関というものを府に設置し、この第三者機関で、さまざまな調査や調整などを行うということ。そして、この第三者機関が調整、調査をした結果、場合によっては第三者機関によるあっせん案を提示する。そして、あっせん案を提示しても正当な理由がなく従わないといった場合には、知事による勧告ですとか、あるいはさらに悪質な場合には公表といったことも見据えた上で、きちんと実行性のある体制を整備していこうと考えています。

そして、一番最後のページですが、こういう差別解消ということだけではなく、さらに府民の皆様に対する理解の促進や、障害者の方々の社会参加を積極的に支援していくということ、府としても意思表示をしていくという観点から、3番目の(1)広報・啓発活動の推進、障害に対する正しい理解の推進、あるいは共生社会の推進のために必要な広報・啓発活動の実施としています。例えば条例ができた際には、当然、パンフレットやホームページで周知しますが、さらにフォーラムや地域に出向いた形での説明会、そういったこともできないかと考えています。

それから、(2)の交流や共同学習の推進ということで、障害ある方と障害のない方が小さいときから交流をしていくということが大変大事でもありますので、そういったことを我々としても積極的に機会をつくっていこうということです。

それから、(3)の障害者の雇用・就労の促進ですが、障害者の方々に積極的に企業就労をしたいという方はたくさんいらっしゃいますので、そういった方々に対する支援を府としても積極的に取り組んでいくことを規定していきたいということです。そして、(4)の障害者のスポーツや文化芸術活動の推進として、障害者の方々の個性を最大限に発揮していただく観点から、スポーツや文化活動、芸術活動をより推進していこうということです。最後は、障害のある方と障害のない方がともに交流し一緒に参加をしていくこと、こういうこともやっていきたいと思っています。その上で、最後、条例の施行時期ですが、法律は平成28年の4月からですが、京都府では1年先に平成27年4月1日から条例を施行し、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

以上、共生社会の実現に向けた条例の制定について、現在の検討状況です。

## ○座長

ありがとうございました。委員から質問ないしコメントがあれば、どうぞ遠慮なく。

## ○委員

私も委員のひとりで、感想になりますが、この会議は画期的といえ画期的かもしれませんが、三十数名の委員のうちのほとんどが障害者本人、もしくは障害者の団体ということで、この意図は京都府の姿勢は評価します。知事が強くそういう方向を指示されたということです。

十数回の会議全体を通して、障害者の方の長年の思いを条例にそのままストレートに反映したいという方と、やっぱり社会が障害者の環境、境遇、困っている実態をどう見ているのかということ、一定範囲、理解した上で、いわゆる要望事項に線引きをして条例を検討しようとされている方、それぞれの考え方があって、私も勉強させていただきました。

私の場合は、数少ない企業、産業側の委員でして、一応私自身も結論が難しいなと思ったのは二、三ありまして、1つはこのタイトルの障害のある人、ない人というのを並列的に扱うこと自体にすごく抵抗を感じる。これはやはり障害のある人間が苦勞しているんだから、ない人がこういうふうにすべきだということをタイトルにしなさいという意見がすごく強くて、これはかなりの方が最後まで譲られなかったように思います。ただ、国の流れとか他の都道府県がこのあたりで大きな流れをつくってきていますので、これでいいんだろうというふうには思いますが、ちょっとここは私もよく理解しにくいところがありました。

それから、いろいろと障害者の方に対して、これはいけませんよということについては義務化されたり、時と場合によっては罰則規定を設けていいというスタンスでいたんですが、合理的配慮を義務化して、これに罰則をこの際設けるべきだという意見がすごく強くて、これに対しては申しわけないけど最後まで抵抗させていただいたということです。これは企業側からすると、合理的配慮の裏にあるのは、それぞれの立場とか考え方とか、あるいは企業でいくと、大企業はやれても中小零細企業はやろうと思ってもできないなど、そういう合理的配慮の背景にある状況が随分と差がありますので、その辺について一定の決まりごとをつくっていかないと、合理的配慮という言葉だけが先に先行して、それに対して義務化されると、企業ははなから抵抗しますという意見を言っていました、そのことについても非常に難しいと感じました。

いまだに私も今後難しいなと思うのは、やっぱり相談体制をきちっと整備すると、それは当然ですが、障害者の方は過去の経験において、今の社会の相談体制そのものが何の役にも立っていないということをはっきりと発言される方も含めて、やはり具体的にもう少し詰めていかないと、言葉だけで条例ができたのでは不安だということ。もう一つは、第三者機関の存在ですね。これがやはり事あるごとに、一応公正な判断と一定の指導権をもって対応すると言いますが、これはこの条例検討と並行して、そう簡単に中身はつくれないので、これは後回しになるのはやむを得ないと思うんですけど、果たして条例ができた後、そういう機関がつかれるのかということについては、私自身も今後の大きな課題だと思いつながら参加させていただいた次第です。

## ○座長

ありがとうございます。国連で障害者権利条約と、それは障害者の方からすると、自分たちが主体的につくった初めての条約ということで、今、委員も指摘された、悪い言葉でいうと勇み足的な側面がないわけじゃないですが、同じことは先住民の権利宣言、これも宣言にとどまりましたが、これも西洋の植民地にして以来、何百年のたまりたまった恨みを一遍にということで自決権を認めると。ただ、どういうグループが先住民と認定されるか、それ自体、難しいし、結局、定義はできなかったんですが、そのグループに入らないものとしては、やっぱり理解する努力は

要るし、ただ、その努力の効果が上がるというか、実効性を持つためには何が必要かという、そういう観点がやはり長期的には大事だと、今の発言はそういう趣旨だと思います。

ほかにあればどうぞ。

### ○委員

委員の意見の中でちょっとわからなかったのは、合理的配慮という言葉はすごくわかりづらいんですよ。とり方は幾らでもできるし、いろんな角度でできるので、その合理的配慮という言葉の意味をもうちょっと教えていただきたいというところと、この構図の中の第三者機関というのは、どういうポジショニングで、誰が第三者になるのかというのが、具体的によくわかりません。このまま確かに座長が言われたように、思いだけで条例が進んでいってしまうと、非常に感情的なものが爆発したままで終わってしまうような懸念を持つようにも思うんです。条例をつくるということはとても大事なことで、1つのラインとして必要ですが、そこに行く過程はもう少し、時間を無意味にかけるのではなくて、出せるものは出してからの討論という形に、平たいところにしないと、ちょっと厳しいかなと思います。

### ○座長

ありがとうございます。

委員、何か。

### ○委員

これはスケジュールを見ると、最終案でまとまったということですね。あとの議論は議会になるのですか。あと、パブコメがありますね。それは今やっているところですね。ですから、今おっしゃった議論というのは、どこでなされるのか、最終案を外に出して意見を聞く機会がパブコメ以外に何かあるのかなということが1つあります。

それと、非常に難しい先住民の問題と障害者の問題というのは、やっぱりそういう立場に置かれた人たちの激しい怒りみたいなものがゆがめてしまうんじゃないかということですが、僕はそうは思わないんです。だって、今までマイナスの立場に置かれた人が、ある程度、どんなことでもそうですけれども、新しい第一歩を踏み出すときは、そういうエネルギーが必要だということと、やっぱりそういうことは今までの人たちは立場を譲るという局面が歴史的には絶対あると思います。ですから、男女均等法もそうですし、差別の問題というのは、いつもそういう議論が出てきますけれども、やはりどこの立場に立つかで、第三者委員会のことはこれでいいですけども、第三者というよりも、当事者主義、少なくとも私はそこに立ちたいと思っています。そういう立場をきちんと考える。まず、そこが必要であって、いきなり中立とか客観というのは、もうちょっと先にいろんな問題が起きたときに議論する話であって、その前にいろいろやるのは防衛的に見えるし、それはどうかなと個人的には考えます。

それとちょっと関連しますが、教えていただきたいのは、障害の害という字が害するの害になっていることについて、聞きたいです。新聞で平仮名の「がい」とか「碍」を使う言葉とか、いろいろなものがそういう団体とかNPOから出てきて、固有名詞としては使いますが、まだ新聞、一般的に障害の害は、害するの害になっています。ただ、いろんな声が出てきた。

あと、自殺の「殺」も「自死」という言葉を使ってくれという当事者の声があって、自治体によっては「自死」という言葉を使おうという流れもあります。本件の場合に、そういう議論はあったのでしょうか。僕は非常に迷っています。当事者の扱う言葉はかぎ括弧とか固有名詞として、僕は尊重して使うべきだと思うんですけど、一般の言葉として、まだ市民権を得ていない、広く多く使っていないときに、率先して使うべきかどうか。僕は使うべきだと思いますが、僕の中で考えが深まっていないので、害するの害を使っていますけど、そこら辺を委員はどう考えておられるのか、聞きたいです。

## ○委員

障害の害の表記はどうするかということで、個人としても、一時、私も障害の害は平仮名を使っていました。最近はまだ実は僕は戻っています。それは私自身のことでいうと、障害ということと障害者という違いをはっきりさせようと。障害というのは、いわゆる障壁というか、そういうところでの障害ですから、その分は、障害は漢字で使いたいです。ただし、障害者という言葉できるだけ使わなくしたいなど。ここにもありますように、障害がある方という言い方で、私が書く場合には必ずそういう書き方で、害は漢字にしています。大学なんかは結構、今、障害の害を平仮名で書く先生も多く、「碍」、私も5年ほど前のときはそれを使っていました。障害と障害者、分けて考えようと、自分の中ではしています。1つの例です。

## ○事務局

これからの議論の関係ですが、パブリックコメントを実施して意見をいただいています。あわせて、どちらかというと、障害のない方に対して、いろいろとこういことをしてください、あるいは特に企業などが中心になってくるかと思いますが、こういう御配慮をいただきたいとか、きちんと理解をいただかなければいけないと思っていますので、この検討会議には、先ほど、委員から意見がありましたとおり、やはり障害の当事者の方にいろいろと思いを語っていただきたいということから、委員に当事者の方たちが多かったという経緯がありますので、さまざまな立場の方、企業の立場の方は委員ともう一人ぐらいでした。このため、今、ホテルやレストランなど、そういう個別の業界や団体にも説明に行かなければいけないと思ひ、そういう個別の説明をちょうど行っているところです。

パブリックコメントの意見は、やはりどうしても障害の当事者の方の意見が中心になってまいりますので、そういった意見もきちんと受けとめつつ、それとは別にレストランやホテルなど、そういった立場の方の意見も聞いた上で、最終的に判断し、2月の議会に出していきたいと考えています。

## ○委員

それは府内、いろんな地域でそういう機会、場所があるのでしょうか。

## ○事務局

団体への説明となりますと、どうしても団体の役員の方にといった形になりますので、説明する際には市内近辺になりますが、団体の役員の方は別に京都市の方だけではありませんし、先日

もある団体に説明した際には、福知山市の方に説明しましたし、できる限り、幅広い府民の方の意見を聞きたいと思っています。

#### ○座長

これは本当に仮に条例ができて、問題はそこで終わりではないので、そこからむしろいろんなことが見えてくると思います。どうぞ。

#### ○委員

私も委員として参加させてもらって、学習させてもらったなど、成長しました。

もちろん事業者の立場、支援者の立場なのですが、知事がすごく思いを込めて発案されたということも聞いています。そういうところでは、府は府で一体となって後押しをしてあげてほしいという思いがあります。障害者支援課が前面に出るんじゃなくて、府民全体、府全体で取り組んでほしいと思います。それから、府民にわかるガイドラインをぜひ作っていただきたい。先ほどの合理的配慮がわからないという意見もありました。確かに難しい側面がありますから、そういうところはぜひお願いしたいなと思っています。

以上です。

#### ○座長

ありがとうございます。いろいろコメントが出て、ほかにも出てくるとは思いますけれども、課のほうでよく検討して活かしていただきたいと思っています。

#### ○事務局

事前に質問をいただきました、法律と条令との関係ですが、法律の場合には例えば第三者機関とか、そういった体制は法律には規定していません。この条例の中で、きちんと第三者機関や地域での相談とか、単に禁止しますよ、こういうのはだめですよと書くだけではなく、その後のフォローをしていこうということを、この条例できちんと整備していこうと思っています。

それから、周知の関係ですが、これにつきましても条例が施行した暁には、当然、一般的なホームページとかパンフレットを作成するだけでは足りませんので、きちんとフォーラムを開催していくとか、あるいは地域に出向いた形での説明会。それから、先ほど、委員からも意見がありましたガイドラインの話ですね。どういうところまで求められるのか。あるいは、どういうことをしたほうがいいのかなど、できる限りブレイクダウンしたものを書きたいと思っています。

企業にとっても、企業規模でいろいろと変わってくるとは思います。できる範囲、できない範囲があると思いますので、そのあたりはできる限り、ブレイクダウンしたものを書いた上で理解をいただけるようにしていきたいと考えています。

以上です。

#### ○委員

これはすごく大きい話だと思います。合理的配慮というのは、かなりハレーションがあると思うんですね。今、理解できる所とできないところがあると言われたとおり、当事者運動がようやく結実して、こういう形で当事者の叫びを受けとめて、合理的配慮をして社会参加させると

いう流れは、かかわってきた人間はわかるんですけども、かかわっていなかった人間はびっくりする話だし、物すごい葛藤を引き起こす話だと思います。市民社会の中でね。だから、それを上から目線で啓発するというシステムではないシステムを用意しないと、逆差別というか、そういうことがすごく起こってきってしまうので、そこをかなり綿密に、とりわけ企業に対してしていただけたらなと思います。

例えば学校で、今、聴覚障害のある人が1人入ってきましたら、その人の要求を聞いて手話通訳をつけるとかノートテイクをつけるということを、現在、大学でも行っています。猛烈なお金がかかりますが、それをすることが大学の使命であり、教育界も工夫してやっています。今までは我慢していたけど、合理的配慮というこの条例が出れば、自分が例えば聴覚障害のある人だったら、職務で会議をしたときに、ちゃんと私にわかるような形でやってほしいという要求は出てくると思うし、何らかの形で試案としてやっていかないといけない時期になったのかなと思っています。

#### ○座長

よろしく申し上げます。

それでは、3番目、人権強調月間の取り組み結果をお願いします。

### (3) 「人権強調月間」における取組結果について

#### ○事務局

こちらは資料の紹介を簡単に一言だけで説明します。

資料5と本日配布した京都ヒューマンフェスタ2013の開催結果、こちらをご覧ください。

8月の人権強調月間については、例年どおり実施をしまして、夏の暑い時期に人権について考えてもらおうと、府内各地での街頭啓発や京都駅での街頭啓発を盛り上げるためのコンサートなどを実施しました。

それから、もう一つ、京都ヒューマンフェスタ2013ですが、今年は世界人権宣言65周年という節目の年で、規模を拡大して、会場はみやこめっせ、来場者数も約7,000人という従来の約倍増という形で開催をしました。特に、人権について考える機会として、NPO法人と連携し、人権のクイズやメッセージツリーといったものを一緒に作りました。今後ともこういったものを使って人権啓発に取り組んでいきたいと考えています。

簡単ですが、以上です。

#### ○座長

ありがとうございます。

それでは、議事を終了します。